



鳥取県公報

平成 19 年 4 月 17 日 (火)
号外第 83 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **監査公告** 監査結果に基づき知事が講じた措置の公表 (5) 2

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、鳥取県知事から平成 17 年度に係る監査結果（平成 18 年鳥取県監査委員公告第 11 号）に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表するとともに、同条第 10 項の規定により監査の結果に関する報告に添付された意見に基づき措置を講じた旨の通知があったので、併せて公表する。

平成 19 年 4 月 17 日

鳥取県監査委員 石 差 英 旺
鳥取県監査委員 井 上 耐 子
鳥取県監査委員 上 村 忠 史
鳥取県監査委員 福 間 裕 隆

1 監査結果に基づき鳥取県知事が講じた措置

監査の結果	講じた措置
<p>1 総務部</p> <p>(1) 県有地の売払いに係る契約保証金が、歳入歳出外現金に保留されたままで売買代金に振替充当されなかったため、売買代金の一部が収入調定されていなかった。（管財課）</p> <p>(2) 県庁舎の入居団体等に対する行政財産の目的外使用について全 41 件のうち、平成 17 年 4 月 1 日から使用するとして使用許可申請のあった 34 件について許可手続が行われていなかった。また、行政財産使用料を徴収する必要がある 30 件のうち、1 件については調定が漏れており、29 件については調定が遅延していた。（管財課）</p> <p>(3) 現金受領した雑入（事務所開設に係る祝い金）が、遅延して県の指定金融機関に払込まれていた。（名古屋事務所）</p> <p>(4) 行政財産使用料（大山博労座の駐車場敷）が、遅延して調定されていた。（西部総合事務所県民局）</p> <p>(5) 会場デザイン、チラシ・ポスター原稿作成等</p>	<p>県有地の売払いに当たっては、「県有地売払整理簿」を作成し、売買契約金額に基づく収入、支出（振替等）の記帳を行うとともに、定期的に副査の検証を受けるシステムを確立することとした。</p> <p>業務マニュアルを充実し、事務の遅れを防止するとともに、「行政財産使用許可簿」への記帳を徹底し、使用許可から使用料納入までの記帳を行うことにより、事務担当者の自己チェックを強化した。また、定期的に副査の検証を受けるシステムを確立することとした。</p> <p>名古屋事務所に出納員及び分任出納員が不在であったことが遅延の一因であったため、平成 18 年度から分任出納員を配置し、現金収納できる体制を整えた。</p> <p>この度の処理は許可相手方の資金繰り等のため使用料の早期納入が困難なことから、納付可能と考えられる時期に徴収したものである。</p> <p>今後、行政財産使用許可に際して、使用料を許可直後に一括納入させることが困難な特別な理由があるものについては、使用許可の伺い時に使用料徴収時期及びその理由を明らかにして処理することとし、職員に周知徹底した。</p> <p>なお、大山駐車場の管理については、平成 18 年 4 月から指定管理者制度を導入しており、本件使用許可は、平成 17 年度限りで終了している。</p> <p>不適正な事務処理を防止するため、管理職員が業務の進行状況をチェックすることにより問題点の早期発見</p>

<p>大幅に遡った日付で締結されていた。(西部総合事務所県民局)</p> <p>(6) 鳥取県地域文化活動支援事業費補助金が、決裁が遅延し、大幅に遡った日付で交付決定されていた。(日野総合事務所県民局)</p>	<p>や解決に努めるとともに、会計規則等の法令を順守するよう職員に周知徹底した。</p> <p>補助金等事務の進捗を管理するため、内示日、申請日、交付決定日、実績報告日、額の確定日等の日付を課内で一元的にシステム管理することとした。</p> <p>また、業務全般についても担当者のミスを防止するため、平成 18 年 4 月以降は、日々の朝礼において事務処理の進捗を確認報告することとした。さらに、担当外の事務処理についても、課員相互で確認・把握することとした。</p>
<p>2 文化観光局</p> <p>鳥取県魅力ある展示支援事業補助金について、補助対象経費の上限額を補助金の上限額と間違えて補助金の積算を行ったため、補助金額が過大に積算され過払いが生じていた。(文化政策課)</p>	<p>今回の補助金過払いは、担当課の過誤により補助金の交付決定額を間違えたものであり、鳥取県補助金等交付規則第 21 条に定める交付決定の取消しができる場合に当てはまらないことから、交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることは難しいと判断した。</p> <p>また、平成 17 年 12 月には、補助事業者に対し、口頭及び文書で任意の申請による補助金交付決定額の変更等について申し入れを行ったが、既に実施済みの事業であること及び財源不足の理由から返還は困難であったため、既交付決定額に基づき、処理を行った。</p> <p>今後はこのようなことが起こらないように、平成 18 年 2 月 27 日に、今回の過誤の原因の一つとして考えられる補助金交付要綱の記載を改めるとともに、職員に対し、補助金の審査をする際に補助金チェックリストに記載することとするなど、補助金処理の際に慎重を期すよう徹底を図った。</p>
<p>3 福祉保健部</p> <p>(1) 児童扶養手当受給者の資格喪失により返還金債権が発生したが、平成 17 年度返還分に係る調定が行われていなかった。(子ども家庭課)</p> <p>(2) 総合保健センター用地外 3 件に係る財産貸付収入が、遅延して調定されていた。(健康対策課)</p>	<p>担当者が過年度承認済みの案件について失念していたことが原因であったため、前任者からの事務引継に係長、副査等を加えて事務内容を十分に引き継ぐとともに、調定手続事務に関する進行管理を複数でチェックすることにより、再発防止を図ることとした。なお、指摘後、速やかに調定手続を完了した。</p> <p>今回の処理は、貸付相手方の資金繰り等のため早期に一括納入が困難なことから、納入可能と考えられる時期に調定していたものであり、こういった事務処理が常態化し、調定期の考え方が十分に認識されていなかったことによるものである。</p> <p>今後、使用料の徴収時期は年度当初とし、一括納入させることが困難な特別な理由があるものについては、使用料の伺い時に一括調定し、徴収時期を定めて事務処理することとした。なお、平成 18 年度においては、前期は 9 月末、後期は 12 月末に徴収した。</p>
<p>4 商工労働部</p>	

<p>(1) デザインアート科訓練委託契約及びCAD科訓練委託契約において、予定価格調書が作成されていなかった。(倉吉高等技術専門学校)</p>	<p>今後は、予定価格調書の作成及び予定価格の設定には常に注意を払い、主査副査の相互チェックを徹底することとした。</p>
<p>(2) 国から委託を受けた就職支援（訓練を含む。）業務の委託については、業務が年度をまたがる場合は、一旦年度末に精算を行い、改めて契約を締結しなければならないが、契約を締結しないで委託料が支出されていた。(倉吉高等技術専門学校及び米子高等技術専門学校)</p>	<p>平成 17 年 4 月 1 日付けで「委託訓練に係る就職支援報償費支給要領」を制定し、指摘のあった事業を訓練業務と就職支援業務に分割し、業務が年度をまたがることのないよう措置した。就職支援業務は訓練を受託した機関が自らの能力で受講修了訓練生を企業等に就職させることができた場合に、その就職率に応じて、成功報酬を当該受託機関に支払うこととしているものであり、歳出科目としては委託料でなく報償費から支出することとした。</p>
<p>5 農林水産部 雑入（とっとり出会いの森の公衆電話利用料金）が、遅延して県の指定金融機関に払込まれていた。(林政課)</p>	<p>今後は迅速に事務処理を行うこととした。なお、とっとり出会いの森は平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、公衆電話利用料金は指定管理者の収入となるため、今後このような事務は発生しない。</p>
<p>6 県土整備部 (1) 用地調査（権利者調査）業務委託契約において、予定価格が設定されていなかった。(鳥取地方県土整備局)</p>	<p>「鳥取県会計規則の運用方針及び留意事項について」第 127 条関係 3 (7) により予定価格調書の作成の省略ができることとされるが、予定価格の設定をも省略できると誤って解釈していたもので、今後は適正な事務処理を行うことを職員に周知徹底した。</p>
<p>(2) 勝部川水系河川整備計画策定業務「用地測量及び地質調査」委託契約において、契約伺及び支出負担行為を行わないで契約が締結されていた。(鳥取地方県土整備局)</p>	<p>契約事務手続の遅れ、チェック体制の不備等により発生したものであり、今後、次の点について徹底を図り、適正な事務処理を行うこととした。</p> <p>ア 契約事務手続は、入札後早急（入札日又は翌日）に行うこと。</p> <p>イ 担当係長は、契約手続に漏れがないか、入札一覧表によりチェックを行うこと。</p> <p>ウ 公印保管担当者は、決裁の内容と施行文書を突合の上、押印確認を行うこと。</p>
<p>(3) 継続許可分に係る港湾施設使用料（特別会計）が、遅延して調定されていた。(鳥取港湾事務所)</p>	<p>使用許可申請者である漁協はこれら施設の直接利用者である漁業者から施設の利用状況に応じて利用料を徴収した上で、所定の使用料を県に納付しており、年度当初に多額の使用料を一括して納付することは漁協の財政状況からみて困難である。よって、平成 18 年度以降については四半期ごとに分割して徴収することとした。</p>
<p>(4) 田後港港内清掃委託外 3 件の委託契約が、契約期間終了後に決裁を受けるなど、大幅に遡った日付で締結されていた。(鳥取港湾事務所)</p>	<p>今後はこのようなことがないように各職員を指導するとともに、契約事務の進行管理を徹底するなど適正な会計処理に努めることとした。</p> <p>なお、田後港港内清掃委託外 2 件の清掃委託については、従来の通年方式による委託契約を見直し、台風や冬期風浪後等において清掃が必要な時に適宜に業務を委</p>

<p>7 企業局</p> <p>企業局所有物件（電柱）の移転工事について、支出負担行為を行わないで、一般起案用紙により伺って、工事請負契約が締結されていた。（東部事務所）</p>	<p>託する方式に改めた。また、平成 18 年度の鳥取港海友館及び 3 号上屋警備委託については速やかに契約を行った。</p>
<p>8 教育委員会</p> <p>(1) 概算旅費（平成 15 年 10 月に実施された倉吉西中学校修学旅行の引率教職員に対する旅費）の精算手続きが遅延していた。（教育総務課）</p>	<p>鳥取県企業局財務規程を遵守するよう職員に徹底し、今後は適正に処理を行うこととした。</p>
<p>(2) 雑入（自動販売機設置に係る電気料金）について、調定漏れがあった。（文化課）</p>	<p>精算が完了していない概算払旅行がないか定期的にチェックを行うこととした。なお、平成 18 年度から全小中学校が旅費システムでの支払となったため、旅費システム導入前よりデータの管理が容易となり、かつ、迅速な処理が可能となった。</p> <p>平成 14 年度から平成 17 年度までの調定漏れ 125,106 円について、1 月 24 日に調定した。（歳入日 1 月 26 日）</p> <p>今後は、このようなことがないように、妻木晩田遺跡事務所と文化課で相互にチェックを徹底することとした。</p>

2 監査結果報告書に添付された意見に基づき鳥取県知事が講じた措置

監査の意見	講じた措置
<p>1 県内の名所旧跡を利用した地域おこしの取組の推進について（総務課及び観光課）</p> <p>「三徳山開山千三百年祭」について、中部総合事務所を中心に、様々な取組がなされている。中でも中部総合事務所が作成した「三徳山開山千三百年祭」のピーアール用の冊子は、県内の三徳山をよく知らない東部や西部の県民でも三徳山が十分理解できるような内容となっており、評価すべきものである。</p> <p>現在、中部総合事務所が中心となって行っているこの取組については、他の総合事務所が地域おこしを行う際の一つのモデルとなるものであると考える。</p> <p>三徳山については、その他にも、ポスター、CM、特別番組等様々なピーアールが行われているが、全県的な盛り上がりには欠けていたと思われる。</p> <p>については、三徳山に限らず、伝説に彩られた県内の名所旧跡等を地域おこしに積極的に活用して観光資源とするとともに、それらを全県的に波及させ、さらに特に誇ることができるものについては、全国的にピーアールに努められたい。</p> <p>2 行政の効率化及び業務の集中化の取組に対する検証の実施について（政策法務室、行政経営推進課、庶務集中局指導管理室及び出納局出納室）</p>	<p>市町村等の名所旧跡等を利用した魅力ある観光地づくりのための支援については、継続的な運営ができる体制づくりや旅行商品に採用されやすい観光客受入れのための観光メニューづくりに向けた地域資源の発掘や磨き上げを図るという観点から、観光コーディネーター等がアドバイスを行っており、名所旧跡を利用したピーアールについても風情フォーラムや県観光イメージ新聞広告等を行っており、引き続き実施していくこととした。</p>

<p>本県では、様々な電子処理システムの導入、庶務の集中化等の業務の効率化・迅速化が図られているが、財務会計の処理状況には、従来なかった基本的事項についての単純ミス、整備されるべき文書類の未整備等の問題がみられた。</p> <p>財務会計事務は、行政執行の根幹であり、このまま小さなミス等を積み重ねていくと重大な問題を惹起させるものであると考える。</p> <p>については、会計処理に係る基本的な事項についての単純ミスをなくすため、早急に財務会計事務に関する研修体系を整理し、管理職も含めた職階別の財務会計事務研修会を実施されたい。</p> <p>一方、業務の効率化・迅速化を目的として導入された電子処理システムについて、操作性の問題、操作ミスの補正が困難な点等の問題がある。</p> <p>また、メール等による業務処理が中心となる中で、職員相互のコミュニケーションの欠如や、重要な連絡事項が届いていなかった等の事例もみられた。</p> <p>については、広く、職員に対して現状のシステムの課題や問題点について意見を聴取し、システムの改善を図られたい。</p> <p>併せて、各所属における報告・連絡・相談（いわゆるホウレンソウ）を密にしてコミュニケーションの充実を図るとともに、所属内のチェック体制の強化に取り組まれたい。</p>	<p>財務会計事務の研修会については、既存の研修体系を見直し、管理職を含めた職階別の財務会計事務研修会を平成 19 年度から実施することとした。</p> <p>また、システム改善については、平成 18 年度から庁内 LAN に設置した「改善ひらめきポスト」等で職員から意見や提案があったことについて、可能なものから順次改善を行っている。なお、「改善ひらめきポスト」に提案のあった簿冊貸出データベースの新設等については平成 18 年度中に対応を行った。</p> <p>次に、所属内でのコミュニケーションの充実については、メール等による文書收受や意思伝達を活用しながら、今後とも組織としてのコミュニケーションの維持に努めることとした。また、文書管理主任や上司による進捗管理及びチェックは、庁内主管課長補佐会議の場などを通じて徹底することとした。</p> <p>なお、外部からの文書が到着する所属メールは、従来は文書管理主任しか閲覧権限がなく、平成 18 年度から所属職員全員が閲覧できるように改善を行ったが、担当者が所属への到着メールを認識し、処理作業に入ったことを確認するのは文書管理主任の本来業務であるとともに処理作業中の進行管理も管理職等上司の本来業務である。</p>
<p>3 職員の飲酒運転の根絶について（職員課及び教育総務課）</p> <p>福岡市職員の飲酒事故以来、公務員による飲酒運転が続々と報じられているところである。</p> <p>本来、公務員は法令等を率先して遵守すべきであり、県における職員の飲酒運転防止対策も率先して実施すべきものとするが、現在の対策で十分であるとは言い難いと思われる。</p> <p>については、職員の飲酒運転防止対策の一層の取組に努められたい。</p>	<p>飲酒運転はもとより、交通事故や交通法規違反の防止についてはこれまでも各職員への周知徹底等に努めているところである。また、「懲戒処分の指針」について、飲酒運転の容認やほう助を含めて厳罰化の方向で見直しを行った。</p>
<p>4 税務課の債権管理担当組織の充実について（税務課）</p> <p>税外未収金の回収を強力に促進するため、平成 16 年 10 月から税務課内に 2 名（参事外 1 名）からなる債権管理担当組織が設置され、困難事例の各課への指導を積極的に行っている。</p> <p>平成 18 年度には特に対応が困難なものについては、税務課債権管理担当（各課職員を兼務）が直接回収を実施することとしており、この積極的な取組は評価されるべきと考える。</p>	<p>税外未収金は、強制的に財産調査等が行える権限がないので組織の拡充を行っても納付意識の希薄な滞納者に対しては目に見える成果はあげにくい。効率的な回収を図るため、当面、裁判所による「支払督促」等を用いた強制執行での解決を推進することとし、必要に応じた回収を促進するための組織体制の強化等について検討することとした。</p>

しかしながら、各課の抱える税外未収金は多様であり、債務者の中には自己破産等の状況を抱えている困難な事例も多く見られる上、全体として増加傾向にあると思われる。

については、各課への支援体制を一層強化するため、組織体制の充実を検討されたい。

5 男性の家事・育児への参加促進について（男女共同参画推進課、子ども家庭課、労働雇用課及び家庭・地域教育課）

夫婦は共に家事や育児について大きな役割を担っており、特に、夫が家事や育児に参加することは、妻の負担を軽減するだけでなく、子どもが家事に参加する契機となり、家庭教育として大変望ましいことである。

については、子どもたちの健全な人間形成を図る上で、夫が積極的に家事や育児に参加するよう、市町村と連携して普及啓発に努められたい。

また、教育委員会は「鳥取県家庭教育推進協力企業制度」を平成 17 年 10 月に創設し、従業員が子育てや子どもの学校行事等に参加しやすくなるような職場の環境づくりに取り組む企業と協定締結を行っている。

しかし、男性の家事や育児への参加の重要性を理解し、支援を行う企業はまだ少ないものと思われる。

については、企業が地域や従業員の子育てしやすい環境づくりや家庭教育の推進等に積極的に取り組むよう、一層働きかけられたい。

6 デートDVの防止対策の推進について（男女共同参画推進課及び人権教育課）

近年、交際中のカップル間で行われるいわゆるデートDV（暴力、性的強制及び束縛等、相手に自分の考えや欲求を無理強いする行為。）が増加傾向にある。

デートDVは不当な人権侵害行為であり、しかも、一方的に交際相手を支配したり、あるいは相手から支配されるような交際のあり方を放置しておくこと、将来、結婚後にDVが行われるようになるものと思われる。

については、デートDVの当事者となったり、友人として相談される立場にある生徒に対し、暴力による支配をなくしお互いの人権を尊重する対等な人間関係をつくることなど、デートDVの未然防止に向けた指導啓発を徹底されたい。

また、学校は、生徒がデートDVの相談を行いや

父親の子育て参加促進については、家庭教育において非常に重要であると認識している。今後も、「父親の家庭教育参加を考える集い」の開催や「おやじの会」などの活動支援を通じ、市町村と連携を図りながら積極的に啓発に努めることとした。

また、企業との協力による「家庭教育推進協力企業制度」はまだ一部の企業との協定（本年 10 月末現在：43 社）にとどまっているが、保護者等から非常に有益との評価をいただいている。今後も、積極的に企業に働きかけを行い、より多くの保護者が安心して子育てに参加出来る体制づくりを進めることとした。

毎年、高等学校課が作成し高校 2 年生に配布している副読本「やがて大人となるあなたへ」においてDVについて触れているが、デートDVについても記載することとした。

また、平成 19 年度に配布する副読本は全面改訂をし、原稿作成には人権教育課も関わった。

また、人権教育主任を中心にデートDVの実態等についての知識の付与を図り、教員の一層の指導力向上を目指すこととした。

なお、よりん彩等相談窓口寄せられる深刻な事案もあり、未然防止に向けた検討は必要なため、「デートDV」の実態について、福祉相談センター、心と女性の相談室、少年サポートセンターなどの具体的な事案をもとに、行政として行うべき方策について、関係機関と協議検討する。

<p>すい環境づくりを進めるとともに、相談を受けた教員等が速やかに適切な対応がとれるよう、指導力のより一層の向上に努められたい。</p> <p>7 公共交通機関利用によるパークアンドライド方式の推進について（交通政策課）</p> <p>自家用車で駅やバス停まで行き、そこで公共交通機関に乗り換えるパークアンドライド方式は、公共交通機関の利用促進につながると同時に、自家用車による排気ガスの排出も少なくなり、地球温暖化防止に貢献するとともに市街地の交通渋滞緩和にも役立つものである。</p> <p>県はその推進について努力をしているが、その普及状況ははかばかしくないように思われる。</p> <p>については、J R 西日本旅客鉄道株式会社等の鉄道会社、バス会社及び市町村とも協議を深めるとともに、県においても、鉄道会社等の取組への支援策を講じるなど、公共交通機関利用によるパークアンドライド方式の全県的な推進策を検討されたい。</p> <p>併せて、県職員のノーマイカーデー運動についても、実効があがるよう工夫し、継続して推進を図られたい。</p>	<p>パークアンドライド方式については、現在、JR 西日本米子支社において、駐車場の確保、駐車料金の割引等について検討されている。</p> <p>その検討結果により、県としての推進策を検討していく。</p> <p>また、県職員のノーマイカー運動については、現行の方式を改め、より参加しやすい取組となるよう実施方法や条件整備について検討中であり、平成 19 年 4 月を目途に新しい方式を導入することとした。</p>
<p>8 たばこ対策の推進について（健康対策課、労働雇用課及び生産振興課）</p> <p>喫煙は、肺がんや循環器疾患等のリスクの上昇などにより喫煙者自身の健康に影響を及ぼすだけでなく、他人のたばこの煙を吸わされる受動喫煙によって非喫煙者にも影響を及ぼすことが指摘されており、受動喫煙によって非喫煙妊婦の低出生体重児出生の発生率が上昇することも報告されている。</p> <p>本県では、平成 13 年に策定した「健康とっとり計画」において、生活習慣病対策の一環としてたばこ対策を推進しているところであるが、平成 18 年 6 月 23 日に公布された「がん対策基本法」（平成 19 年 4 月 1 日施行）においても、がん予防を推進するため、喫煙等の生活習慣が健康に及ぼす影響についての普及啓発を国及び地方公共団体に求めているところである。</p> <p>平成 18 年版の男女共同参画白書によると、20 歳代男性の喫煙率は低下しているが、20 歳代女性の喫煙率は微増ではあるものの男性に比べ増加傾向が目立っており、これは本県でも同じ状況と思われる。</p> <p>特に、若年層や胎児への影響が大きい女性の喫煙防止について積極的に取り組むことが大切であると考えられる。</p> <p>については、このような喫煙による健康への悪影響</p>	<p>喫煙については、世界禁煙デー（5 月 31 日）、禁煙週間や「禁煙・完全分煙認定制度」による取組に加え、平成 19 年度は身近において禁煙支援を行う禁煙サポーターを養成するなどこうした取組の中で若者や女性への働きかけを行っていくこととした。</p> <p>また、葉たばこから他の作物へ転換する農家に対しては、たばこ耕作組合、市町村、農協等と協力しながら相談に当たり、積極的な取組についてはチャレンジプラン支援事業で対応することとした。</p> <p>なお、今後、日本たばこ産業株式会社や米子工場の関連の離職者が発生した場合は、ハローワークと連携し再就職支援に努めることとした。</p>

について、更に広く周知されたい。

一方、たばこ産業については、喫煙と健康に関する意識の高まり、喫煙をめぐる規制の強化等の要因を背景にたばこの需要が減少し、その結果、葉たばこ耕作農家数や耕作面積は減少してきているところである。

農家が葉たばこ生産をやめて転作する場合、経営規模の拡大や多角化等を行うときは国や県の既存の支援事業を活用することも可能ではあるが、農家に十分周知が図られていない状況があると思われ、また、転作の規模が小さい場合は対応策がない状況である。

このようなことから、葉たばこ耕作農家を含めたたばこ産業に従事する人々の生活や雇用問題をどうしていくかといった課題もあると思われる。

については、葉たばこ耕作農家が転作する場合の活用できる施策について農家に十分周知を図るとともに、たばこ産業に従事する人々への対応についても検討されたい。

9 「子どもの問題」について（障害福祉課及び子ども家庭課）

児童虐待、子育て、知的障害、発達障害、非行など「子どもの問題」が非常に多くなっており、これらの児童に対する相談や入所等の機関・施設として、児童相談所や、皆成学園のような障害児施設が子どもの発達過程における重要な施設として整備されてきているところである。

しかし、どこにどのような相談機関や施設があるのか分かりにくいのではないと思われる。

については、このような相談機関や施設の存在について、さらに広く県民への周知を図られたい。

一方、障害児の相談については、まずは児童相談所や市町村が対応することになっているが、障害児施設でもその専門性を生かした相談事業を実施しており、また、皆成学園では、虐待を受けた知的障害児あるいはひとり親家庭の知的障害児の入所が増加（3割程度）しており、関係機関の連携がますます重要になってきている状況にある。

については、「子どもの問題」について、県の機関、児童福祉施設、医療機関、学校、警察など関係機関との連携の一層の強化を図られたい。

10 児童相談所の職員体制の充実について（子ども家庭課）

児童虐待などに対する養育相談や発達障害児の療育指導等を行っている児童相談所の職員には専門的

平成 18 年 11 月に保育所、幼稚園、小中学校の全児童や全職員及び民生児童委員、関係機関等に児童虐待防止パンフレットを配布、その中で児童相談所等の相談機関がわかるように明記した。また、子どもの問題に関する連携は「鳥取県児童虐待防止関係機関連絡会」等を活用して図っていくこととした。

職員の在職期間や年代構成等も考慮して対応しているがそれだけでは不十分であり、職員の配置、スーパー

<p>知識や技能が求められており、日々研鑽を積み対応されているところである。</p> <p>しかし、職員の在職期間が以前に比べ短くなっていることや、経験の浅い職員が多く配置されていることなどにより業務に支障が出ている場合があるのではないかと思われる。</p> <p>については、児童福祉司等の専門職の職員についての在職期間や年代構成等も考慮した職場への配置について十分検討し、児童相談所がより有効に機能するよう検討されたい。</p> <p>一方、児童相談所における児童福祉司の配置状況は、人口比では全国一の状況であるが、学校、保護者、施設等との調整などがますます必要になってきており、今年度、教員 1 名が配置された中央児童相談所では学校との連携などに多大な成果が上がっているようである。</p> <p>については、このような中央児童相談所の成果を踏まえ、他の児童相談所への教員配置についても検討されたい。</p>	<p>バイズ体制の構築、研修の実施等いろいろな対応策を組み合わせながら、更なる児童相談所の機能の充実を図っていくこととした。教員配置については、中央児童相談所の成果を検証しながら、より一層の人事交流を進めることとした。</p>
<p>11 エイズ対策の推進について（健康対策課）</p> <p>平成 16 年度の鳥取県のエイズの相談件数（432 件）及び検査件数（343 件）は、過去最高だったが、平成 17 年度は相談件数が 523 件、検査件数が 416 件となっており、それを更に上回っている状況である。なお、県内の医療機関からも H I V 感染者・エイズ患者として平成 17 年に 2 件報告されている。</p> <p>また、全国調査によると 20 代、30 代男性の H I V 感染者・エイズ患者の報告も増えている。</p> <p>については、現在、思春期の若者を中心に行われている感染予防のための正しい知識の普及啓発を、今後は大人に対しても拡大して取り組まされたい。</p>	<p>引き続き、世界エイズデー（12 月 1 日）キャンペーンに係るエイズ講演会や街頭キャンペーンを実施するが普及啓発の重点に大人を含めるなど拡充して取り組むこととした。なお、今年度より始まった H I V 検査普及週間において時間外検査や迅速検査の取組強化を行い、期間中は各年代を通じて検査件数が大幅に増加した。</p>
<p>12 鳥取県職員等の環境活動の率先垂範について（環境立県推進課）</p> <p>本県では、「人と社会と自然との共生」をテーマにして「環境立県」を掲げ、県庁 I S O と連動させながら、様々な独自の取組を展開している。</p> <p>例えば、この取組のため、事業所、学校、家庭等を対象とした鳥取県版環境管理システム（T E A S）認定制度（環境活動の認定登録）、アイドリングストップの推進（自動車停車時のエンジンの停止による C O 2 抑制）、買い物におけるマイバック運動（持参の風呂敷、バックの利用によるレジ袋の抑制）、公共交通機関利用推進企業認証制度（公共交通機関利用に積極的な企業を支援）等により環境配慮活動の県民への普及を進めている。</p>	<p>アイドリングストップ運動については、平成 18 年 8 月に鳥取県環境管理推進委員会及び主管課長補佐会議において県職員への呼びかけを依頼するとともに、全職員に対して庁内 L A N の掲示板での呼びかけを実施した。</p> <p>次に、鳥取県版環境管理システムの家庭向けの認定制度については、この度、手続の簡略化を図ったところであり、手続の周知を含めて平成 18 年 11 月に全職員に対して庁内 L A N の掲示板で呼びかけを行った。</p> <p>買い物におけるマイバック運動については、平成 18 年 9 月に本庁各課、地方機関等に職員への周知を依頼する通知を行った。さらに、県庁売店のエコショップ認定</p>

<p>しかしながら、一部を除き県民への広がりや思うように進んでいない状況にあると思われる。</p> <p>については、これらの県民に推奨し普及しようとする運動について、先ず、県職員をはじめ、県議会議員、公立学校の教職員等県関係者に率先して参加することを促し、これらの実践者が広く県民へ参加の働きかけを行う等の方策について検討されたい。</p>	<p>を契機として、同年 11 月に全職員に対して庁内 LAN の掲示板での呼びかけを実施した。</p> <p>県議会議員及び公立学校教職員への働きかけも平成 19 年 3 月までに行った。</p>
<p>13 都市計画審議会委員の構成について（景観まちづくり課）</p> <p>都市計画審議会の委員の構成は、都市計画法（以下「法」という。）を受けて鳥取県都市計画審議会条例（以下「条例」という。）で具体的な人数の上限が定められている。</p> <p>このうち、県議会議員については、法において必ず選任することが定められており、条例により 4 人以内とされており、これに基づき、現在、4 人の県議会議員が委員に選任されている。しかし、県議会議員については、県議会等において意見を述べる機会はいくらでもあるのが実情である。</p> <p>については、県議会議員の委員は、1 人に減員する一方、一般県民の声を広く聞くため、例えばまちづくりの実践者を委員とする等委員の構成について見直しを行われたい。併せて現在の運営状況を検証し、効果的で機能的な審議会の運営に向けて、委員総数についても検討されたい。</p>	<p>委員の構成の見直しについては、県議会議員を現行の 4 名から減らす方向で、また、まちづくり分野から新たに選任する方向で検討することとした。</p> <p>委員総数の見直しについては、現行の 20 名から減らす方向で検討することとした。</p>
<p>14 屋外広告物の規制について（景観まちづくり課）</p> <p>美しい景観を備えた県土づくりには、秩序ある屋外広告物のあり方が求められている。</p> <p>近年、映像、照明等を用いた広告塔等が設置される状況が多数見られ、周辺住民の住環境に少なからず影響を与える状況が発生している。</p> <p>映像技術、ネットワーク技術等 IT 関連技術の高度化に伴い、これらの広告物は、従来と比較し、低コストで管理も容易となったことから、今後さらに増加することが予想される。</p> <p>については、現在、屋外広告物条例の改正が検討されているところであるが、従来の広告物の規制に加え、これら映像、照明等を用いた広告物について、県民や広告設置側の事業者等の意見も聴取しつつ、周辺住民の住環境への影響を最小限に押さえるよう、例えば、時間帯、光の強さ、音量といった従来にない新しい視点での規制の在り方について検討されたい。</p>	<p>条例の改正を行い、広告物に用いられる映像、照明等に関しては、高い位置に表示され、又は設置される大型の広告物を対象として、移動、点滅、回転させないこと等の規制を新たに設けることとした。</p> <p>なお、表示時間帯を限定することは、「良好な景観を形成すること」、「公衆に対する危害の防止」という規制の目的の範囲を超えると考えられ、現実問題として規制時間の設定も困難である。また、光の強さの上限を設けることは具体的な数値基準の設定と実地観測が困難であり、有体物ではない音量は規制対象の範囲外と考え</p>
<p>15 鳥取県ふるさと認証食品制度の普及による県産品のブランド化と販路拡大について（市場開拓監）</p>	

<p>本県では、鳥取県ふるさと認証食品制度を創設し、県内で製造される加工食品を「ふるさと認証食品」(Eマーク食品)として認定し、ブランド化を図るとともに販路拡大に努めている。</p> <p>しかしながら、国の補助事業であった地域食品総合認証事業が、県に移管された平成 16 年度から県独自の Eマークとしてピーアールしているが、生産者や消費者など広く県内外へ十分普及していると思われぬ状況にある。</p> <p>今後の県産品の販路拡大に向けて、一層のブランド化を図る必要があるが、このためには、Eマークの普及が重要であると考えられる。</p> <p>については、Eマークが県内外に広く普及されるようピーアール強化に努められたい。</p> <p>また、新しい「ふるさと認証食品」を拡大するため、農業協同組合や商工団体等と連携して、他県の加工食品のマーケティング調査等を行い、その結果に基づいて生産者に積極的にブランド化と販路拡大について働きかけられたい。</p>	<p>Eマーク(県が設けた加工食品に関する基準に該当する「ふるさと認証食品」のマーク)のピーアールについては、県内各イベント、講習会、商談会等における紹介、説明、展示、試食、チラシ配布等を実施したとともに県外量販店等への紹介、商談会の案内等も実施した。</p> <p>また、消費者が Eマーク商品を購入できる環境作りのため、百貨店、量販店等への販売コーナー設置の働きかけや取扱商品数の増加へ向けた取り組みを強化した。</p> <p>さらに、平成 18 年 11 月から 12 月にかけて他県の認証制度とそのマーケティング調査を行った。</p>
<p>16 第 9 回全国和牛能力共進会について(和牛全共室)</p> <p>平成 19 年 10 月に第 9 回全国和牛能力共進会鳥取県大会(以下「全共」という。)が開催され、全国から多くの方々が来県される。</p> <p>本県としては、この機会をとらえ、本県の農林水産業、観光、文化、物産等について幅広く知ってもらうようにすべきであると思われる。</p> <p>については、全共が開催されるのを契機に、全国へ鳥取和牛を知らしめることは勿論のこと、関係部局が連携して本県の魅力を全国に発信するよう努められたい。</p> <p>また、全共については勿論のこと、併せて開催される「大自然の恵みとっとりファーム 2007」などについても県民への積極的なピーアールを行い、見学あるいはボランティア等で県民が幅広く参加するなど、県民挙げて大会を成功させるよう努められたい。</p>	<p>本県の魅力を全国に情報発信するため、平成 18 年 7 月に「トラベルセンター」を設置して誘客活動を展開するとともに、関係機関と連携してキャラバン隊を組織し、誘客キャンペーン活動を実施した。</p> <p>また、ボランティアセンターを設置して、県民が幅広く参加できる機会を設けるとともに、3 回のイベントなどを実施することにより県民挙げての大会となるように機運を高めることとした。</p>
<p>17 中海干拓農地の早期完売について(耕地課)</p> <p>国営中海土地改良事業により造成された干拓地の売渡しについては、財団法人鳥取県農業開発公社(以下「公社」という。)が行っているところであるが、売渡価格が当初価格に比して高騰化しているなどの理由により、近年売渡しが進んでいない。</p> <p>現在、未売渡農地は一時貸付地として活用し、未売渡農地の売渡価格の上昇を抑制するため、県は公社に無利子で土地代を貸し付けているところである。</p>	<p>販売価格の引下げについて、平成 19 年度補正予算要求する方向で検討することとした。</p>

しかし、この貸付事業も平成 18 年度までで終了することになっており、県と公社においては、土地の売渡しが出来なかった場合は、県の責任においてこの処分にあたるという覚書を交わしているところである。

については、この未売渡農地 24.8 ヘクタールの完売に向けた今後の対応策を検討され、完売の実現に一層努められたい。

18 境漁港区域の一体的な整備とその在り方について
(水産課)

境漁港区域には県が設置した上屋が建ち並び、水産物の卸売市場が開設され、たくさんの関係者が働いている。また、水揚風景を目当ての見学者や隣接の仲卸店舗へ鮮魚を求めて、水木しげるロードに訪れた観光客らが立ち寄っているが、上屋等の施設は老朽化し環境は必ずしも良好ではないため、水産市場の床面滑り止め工事等が行われているところである。

一方、全国の水産物地方卸売市場で県が開設しているものは、他に 2 県のみであり、例えば指定管理者制度を活用して、市場運営に民間活力を導入するなど、一層の活性化を図るようなことも考えられる。

については、今後もこまめな施設の補修や工夫を行い、従業員が働きやすい環境づくりに努めるとともに、見学者や観光客の動線なども視野に入れた、わかりやすい案内標識を設置されたい。

また、民間等による市場運営のソフト面のあり方についても検討されたい。

19 低コストで県民に喜ばれる改良工事の推進について
(道路企画課)

財政状況が厳しく、公共施設の新設や改築などが難しい中で、住民の要望に応え、利便性の向上を図っていくためには、既存の公共施設を改良し、有効に活用していくことが求められている。

たとえば、慢性的な渋滞が生じていた国道 178 号と国道 9 号の合流地点（岩美町大谷地内）の道路は、国道 9 号に合流車線を設けることにより大規模な工事を行うことなく渋滞の解消が図られている。

また、県道若葉台東町線（鳥取市江崎町～吉方町間）の歩道の改良工事は、狭小で段差の多い歩道を車道部への拡幅や車道部を嵩上げするなどの工夫によって、工事費用を抑え、住民の理解を得ながら進められている。

については、このように既存の公共施設を活用し、アイデアや工夫によって、コストを抑え、住民に納

これまで市場周辺の案内板の設置及び市場床面を滑りにくくする工事を順次進めており、今後も財政状況を考慮しながら消費者の信頼に応え、地域の観光資源としての一翼が担えるような市場づくりを進めることとした。

なお、指定管理者制度導入を含めた民間による市場運営についても検討している。

平成 16 年度から、地元関係者や福祉団体、学校関係者等で構成される協議会で整備地区及び整備計画を策定する「安心な道整備事業」を実施し、用地買収を要しない小規模改修で地元の要望に応じているところである。

また、既存施設のマネジメントとして平成 18 年度から道路橋梁について先行して着手し、橋梁の劣化状況の把握のための調査マニュアルを作成した。今後は、調査結果等をデータベース化して適切なマネジメントを図ることとした。

得され、喜ばれる公共施設の整備を今後とも推進されたい。

また、既存の公共施設の点検や修理をきめ細かく行って、最も費用対効果の高い維持管理を行うというアセットマネジメントの理念による整備を推進されたい。

20 基幹的農道の案内標識の設置について（道路建設課）

現在、県内の広域農道及び農免農道のいわゆる基幹的農道は 394 キロメートルにのぼり、農道としてだけでなく、一般道と同様に利用されているものも多い。

また、これらの基幹的農道は、幹線道路の渋滞時のバイパスや災害時の代替道路として利用できる機能も持っている。

しかし、案内標識が設置されていない基幹的農道が多いため、利用者にはどこから入るのか、また、どこへ通じているのかが分からない場合が多い。

このため、平成 18 年度から、整備済の基幹的農道について案内標識の設置に着手したところであるが、標識の必要な箇所は多数あると思われる。

については、基幹的農道の有効活用を図るとともに、利用者の利便性の向上を図るため、県下全域の必要箇所をよく検討され、案内標識の計画的な設置に取り組まれたい。

21 スクールカウンセラーの配置の充実について（高等学校課及び障害児教育室）

県立学校には、生徒のカウンセリングや保護者、教員への助言などを行うスクールカウンセラーが配置されており、そのカウンセリング等により様々な子どもの問題の解決に大きな成果が上がっている。

しかし、スクールカウンセラーは、高等学校 24 校中 15 校にしか配置されておらず、また、盲学校、聾学校及び養護学校には全く配置されていないのが実情である。

さらに、配置の勤務状況をみると、1 校当たり 1 週間に 4 時間程度の勤務となっており、通信制課程の授業を日曜日に受ける生徒は、カウンセリングを受けることができない状況が見受けられる。

については、スクールカウンセラーの未配置の学校に漏れなく配置するとともに、通信制課程を有する高等学校についてはスクールカウンセラーの勤務時間を増やすなどして、相談体制の充実を図られたい。

また、スクールカウンセラーの技術力及び教員の教育相談指導力の向上に向けた研修について、より

全 34 路線を対象に、平成 18 年度から平成 22 年度まで計画的に整備する予定で、平成 18 年度は 6 基整備したとともに、平成 19 年度は 26 基整備することとしている。

非常勤スクールカウンセラー（10 名）に加えて、「臨床心理士」資格を有する教育相談員（任期付職員）を配置（2 名）して相談体制を増強し、平成 18 年度は 15 校、平成 19 年度は 22 校とした。これによる通信課程を有する県立学校の 1 週間の相談時間は、米子東高校を除き約 4 時間の増となった。

なお、これ以上の相談時間の増は、県内の臨床心理士資格の有資格者が少ない現状においては困難であるが、鳥取大学に対して臨床心理士養成課程を設けることを要請したところ、平成 20 年 4 月から開設していただけた運びとなっており、今後ともこうした取組等によって臨床心理士有資格者が得られれば、各校ごとの必要性を勘案しつつ、できるだけスクールカウンセラーの全校配置に努めることとした。

研修の充実について、教育相談員 2 名によるスクールカウンセラーや教員の教育相談指導力向上のための情報交換会や研修会を平成 19 年度から実施することとした。

<p>一層の充実を図られたい。</p>	<p>また、悩みを抱えた生徒の態様は様々なものがあることから、研究協力校 3 校を指定して調査研究し、事例集を作成・配付することで、教育相談指導力向上を図っていくこととした。</p>
<p>22 飲酒運転の根絶について（監察官室及び交通企画課）</p> <p>本県の飲酒運転についてみると、平成 17 年は、前年に比べて人身事故件数及び死者数ともに増加しており、全国的にも飲酒運転による交通事故が多数報道されているところである。</p> <p>飲酒運転の根絶のためには、運転者本人に対する対策はもとより重要であるが、一方で周辺者対策も重要と考えられる。</p> <p>企業においては、飲酒による運転への影響を科学的に認識させるような取組も行われている。</p> <p>については、飲食店への指導の強化や企業等での取組を通じ、飲酒運転の根絶に努められたい。</p> <p>また、他県においては、取り締まるべき警察官による飲酒運転が報じられているところである。</p> <p>本県の警察職員の飲酒運転防止対策も、現在の対策で十分であるとは言い難いと思われる。</p> <p>については、警察職員の飲酒運転防止対策の一層の取組に努められたい。</p>	<p>飲酒運転の根絶に対する広報活動としては、ケーブルテレビ、有線放送、ミニ広報紙等を利用し、引き続き飲酒運転追放の広報を強化していくこととした。</p> <p>また、酒類提供飲食店等への指導及び協力要請については、酒類提供関係団体へ飲酒運転防止への協力を要請するとともに、引き続き交通ボランティア等と連携して繁華街の飲食店等を個別訪問し、ポスター、チラシの掲示等飲酒運転防止の指導及び協力を要請した。</p> <p>次に、警察職員の飲酒運転防止対策について、従前から各種会議等における指示、研修等を実施しており、平成 13 年以降の飲酒運転による懲戒処分者は皆無である。</p> <p>今後も、具体的事例等を踏まえ、職員向け広報紙「監察だより」で注意喚起、小グループによる検討会による飲酒運転防止の意識づけなど、効果的な対策を実施することとした。</p>